

徳島県告示第三百九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
同	東邦セールス株式会社	同	徳島市応神町吉成字只津三七番地一九	介護予防福祉用具貸与	令和七年五月二十三日	令和七年六月三十日
同		同	板野郡北島町高房字勝瑞境三番地一	特定介護予防福祉用具販売	同	同